

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 2 年 7 月 20 日

自治会館本館 301 会議室

出席者 理事本人の出席 9名
書面による出席 7名

開会 午後1時30分

開 会 宣 言

星総務課長が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 久住理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の危機の中で始まり、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されましたが、未だに収束とはいかず、全国各地で感染が続いております。

これまでにない生活様式や働き方の変革が求められる状況となっており、先般示された骨太方針では、今回の感染症の拡大で明らかになった課題に正面から向き合い、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現に向けて、社会変革の方向性が盛り込まれたところであります。

本会におきましても、これまで新型コロナウイルス感染症が拡大しつつある局面においても、着実に業務を継続するとともに、厚生労働省からの要請により、融資が必要となった医療機関等に対し、資金繰りを支援するため、「5月診療分の診療報酬等の概算前払い」を実施しました。更に、第二次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金交付事業の実施」に関し、新潟県から協力依頼を受けたところでございます。

感染拡大防止に向け、医療提供体制を維持していくためにも、可能な限り協力していく所存であります。

新型コロナウイルスが未だ収束せず、大変厳しい情勢ではありますが、本会は、審査支払業務はもとより、共同事業の拡大、拡充により、保険者の事務負担と経費の軽減を図ると共に、これまで以上に健康づくりや重症化予防等に向けた各種データの利活用を推進し、保険者支援をすることで、保険者の共同体としての役割を更に発展していく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和元年度「事業報告」並びに「各会計決算」などをご審議いただき、「第148回 通常総会」に提出するものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 事

【議長 久住理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。湯沢町の田村町長さん、建築国保組合の佐藤理事長さんのお二人を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の(1)「令和元年度 事業報告(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。

議決事項(1)「令和元年度事業報告(案)について」ご説明いたします。

資料No.1の1ページをお開き下さい。本会は保険者共同体としての負託に応えるため、令和元年度事業計画において7つの重点事項を掲げ事業に取り組んでまいりました。7つの重点事項とその主な取組みをご説明させていただきます。

1 保険者ニーズを反映した共同事業の円滑な実施でございます。

共同事業は各保険者の国保事務の標準化、一元的処理による事務の効率化、スケールメリットによる経費軽減が目的でございます。本会主催の共同事業検討委員会、県の国保連携会議・各部会へ参画し保険者ニーズの把握に努めてまいりました。医療費通知書作成業務は、確定申告での明細書として使用することを想定し、様式変更と発行回数を変更させていただきました。また、妊産婦医療費助成事業の現物給付化事業は、一部負担金の要件を拡大し、事業拡大を図りました。第三者行為損害賠償求償事務は「保険者努力支援制度での評価」、「医療費適正化」として効果が高い事務でございますが、専門性を要し、人事異動等により専門性の継続が難しいとのことから、保険者担当者の求償事務の理解促進に向け、担当者研修会の開催、個別巡回訪問を実施しました。医療費通知書の作成数、第三者行為損害賠償請求事務等の共同事業の実績と詳細については、本資料の15ページから16ページに記載しておりますので後程ご覧ください。

2 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化でございます。

システムを活用し効率的・効果的な審査を行い、新規事業に取り組みました。審査支払業務の充実強化では①審査業務の推進として、コンピューターチェックの精査・拡充②審査基準の統一化については、差異を解消するため関係団体等と連携し基準の統一化を推進③審査事務共助力の向上については、各種研修を実施し専門性の向上に取り組んでまいりました。

新規事業といたしましては、①はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師療養費の審査業務は、昨年度から「受領委任払」が可能となり、平成31年4月施術分から審査業務を受託し審査委

員会を新設し審査業務を開始しております。②風しん対策業務は、令和元年6月から抗体検査及び予防接種の支払業務を実施しております。診療報酬等審査支払の状況、取り扱い実績については、22ページから26ページに記載しておりますので後程ご覧ください。

3 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営についてです。

審査支払業務の他、業務の一部を受託するとともに、広域連合の保健事業推進に向け、医療、健診等のデータを結び付け様々な分析ができるKDBシステムの操作研修の開催、各種データの作成、提供をさせて頂いております。受託業務の実績については、21ページに記載しております。

4 保険者が行う保健事業への支援でございます。

各種研修会の開催を通じ保険者個別のニーズに応じた効果的な保健事業支援を実施しました。保健事業支援は①データヘルス計画支援をはじめ記載の5つを柱に支援し、新規取り組みとして、「KDBシステム操作・活用研修会」では日々の業務で活用いただけるよう実機を使用し、少人数制の研修会を開催しました。「医療費分析等データベースシステム」の運用として、KDBシステムの活用と併せ、保険者の細かいニーズに応じた各種データの作成と提供を行ってきました。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施へ向けた研修会」は事業の趣旨、意義と、それぞれの役割の確認を目的に開催しました。保健事業支援の詳細は、17ページに記載しております。

5 介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営でございます。

介護保険は平成12年度、障害者総合支援法は平成19年度から審査支払業務を行っており、併せて県の介護給付適正化計画に基づき給付費適正化事業の充実強化に向け準備を進めてまいりました。介護保険・障害者総合支援法業務の状況、取り扱い実績は、27ページから30ページに記載しております。

6 各制度のシステム機器更改における安定稼働・確実な運用でございます。

記載の①後期高齢者医療請求支払システムから⑤国保データベースシステムは国保中央会が開発し本会で運用しておりますが、昨年度、機器の更改期を迎えたシステムでございます。サーバ等の機器の入替と過去データを移行し、その後、確実な運用を行ってまいりました。

7 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底でございます。

本会理念の「保険者の共同体として国民健康保険の発展に貢献する」へ向け、各種取り組みにより職員一人ひとりの意識改革を図ってまいりました。また、適時コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理とコンプライアンス徹底の啓発、重要情報の適正管理として、個人情報保護マネジメントシステム遵守を目的としたプライバシーマーク定期研修にて意識付けを徹底してまいりました。

以上で「令和元年度の事業報告」について説明を終わります。なお、本資料最終ページに平成27年度から令和元年度までの「医療費等の推移」を掲載しておりますので後程ご覧ください。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(1)「令和元年度 事業報告(案)について」、ご承認いただき、これをこの先に開催される第148回通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に議決事項の(2)「令和元年度 各会計歳入歳出決算(案)について」、議決事項の(3)「令和元年度 財産目録(案)について」一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)「令和元年度各会計歳入歳出決算(案)」についてご説明します。

資料No.2の1ページをお開き下さい。表の左から会計名、予算現額、上下の上段が収入済額、下段が支出済額、予算現額との比較として上段が収入、下段が支出、そして収入済額から支出済額を引いた収支差引残額となります。本会の会計は一般会計と6つの特別会計で構成しております。各業務の事務費の業務勘定と、保険者から頂いてる医療機関、介護事業所、健診機関等へお支払する支払勘定がございます。では、会計毎に説明させていただきます。

まず、一般会計です。

一般会計の財源は、保険者からの第一種負担金、国保診療施設を設置している市町村からの第二種負担金、求償実績に応じた受益者負担金等でございます。収入済額4億1,755万7,480円、予算現額に対し3,059万6,520円の減額となっております。これは保健師の person 費を含む事業へ国庫補助の縮小と、特定健診システムの機器更改のため積立資産取崩しを計上しておりましたが、機器更改費が国庫補助対象となり、取崩しを行わなかったものであります。支出済額2億5,943万3,342円、予算現額に対し1億8,872万658円の残額は、特定健診システムの機器更改費が国庫補助対象となり、特定健診特別会計への繰出が不用となったこと、保険者が取り組む保健事業への連合会補助事業実績が伸びなかったこと、広域連合への保健師派遣、育児休業取得により職員 person 費に不用額が生じたものであります。収支差引残額の1億5,812万4,138円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

続きまして、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でございます。

収入済額14億5,581万4,628円、予算現額に対し7,906万9,372円の減額は、手数料等において、国保被保険者の減少に伴う取扱件数の減による審査支払手数料等の減、医療費通知書作成回数による共同事業手数料の減による減額でございます。支出済額10億8,152万8,763円、予算現額に対し4億5,335万5,237円の残額は審査支払管理費、風しん対策事務費等でシステム導入経費が予定額を下回ったことや、医療費通知書作成回数による共同事業管理費の役務費、委託料での残額が生じたことであります。収支差引残額の3億7,428万5,865円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

続いて、診療報酬支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定です。

各特別会計の支払勘定は保険者から頂いて医療機関等へ支払う受払い勘定のため決算時において収支差引残額は生じないこととなりますが、残額がありますのでご説明します。平成 20 年 4 月から実施されていた 70 歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置で、患者軽減分の 1 割分を国が負担する指定公費でございます。概算払いでの交付であることから返還額が生じております。差引残額の 709 万 6,586 円は翌年度に繰越し、国の指示により国庫へ返還するものでございます。以下、診療報酬審査支払特別会計の他の支払勘定、後期高齢者医療事業関係業務から特定健康診査・特定保健指導等事業までの各特別会計の支払勘定は受払勘定のため決算時の収支差引残額は生じませんので説明は省略させていただきます。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。

収入済額 14 億 94 万 4,284 円、予算現額に対し 1 億 2,754 万 9,716 円の減額は審査支払手数料が見込件数を下回り減額となったことと、システムの機器更改が、国保中央会による全国一括調達により安価となり減価償却引当資産繰入金が減額となったものでございます。支出済額 12 億 4,084 万 1,722 円、予算現額に対し 2 億 8,765 万 2,278 円の残額はシステム機器の全国一括調達による備品購入費、減価償却引当資産等への積立金が予定額を下回ったことや、後発医薬品差額通知の対象が減少したことに伴う共同事業管理費の残額と、育児休業取得等による職員人件費に不用額が生じたことであります。収支差引残額の 1 億 6,010 万 2,562 円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定です。

収入済額 3 億 5,279 万 4,775 円、予算現額に対し 1,899 万 9,225 円の減額はシステム機器の全国一括調達により減価償却引当資産繰入金が当初予定額を下回ったことでございます。支出済額 2 億 5,161 万 7,549 円、予算現額に対し 1 億 2,017 万 6,451 円の残額はシステム機器の全国一括調達による備品購入費、減価償却引当資産が予定額を下回ったこと、新旧システムの平行稼働に要する委託料に残額が生じたことでございます。収支差引残額の 1 億 117 万 7,226 円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定です。

収入済額 7,889 万 8,925 円、予算現額に対し 51 万 8,925 円の増額は繰越金の増額でございます。支出済額 6,336 万 6,997 円、予算現額に対し 1,501 万 3,003 円の残額はシステム機器の全国一括調達による備品購入費、減価償却引当資産が予定額を下回ったこと、新旧システムの平行稼働に要する委託費に減額が生じたことでございます。収支差引残額の 1,553 万 1,928 円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

特定健診診査・特定保健指導等特別会計の業務勘定です。

収入済額 2 億 1,216 万 4,247 円、予算現額に対し 9,791 万 8,753 円の減額はシステムの機器更改に国庫補助が付いたことに伴う一般会計からの繰入金の減額と、機器の全国一括調達による減価償却引当資産繰入金の減額でございます。支出済額 2 億 1,216 万 1,730 円、予算現額に対し 9,792 万 1,270 円の残額はシステム機器の全国一括調達による備品購入費、減価償却引当資産の残額でございます。収支差引残額の 2,517 円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

最後になりますが、役職員退職手当特別会計についてです。

退職給付引当資産への積立分として、厚生労働省通知に基づき、各会計より繰入れを行い、全額退職給付引当資産へ積立しております。また、退職者への退職金支給分は、退職給付引当資産を取崩し、役職員退職手当特別会計へ繰入れ退職金として支給しております。

令和元年度決算合計は予算現額7,273億7,924万5,000円、収入済額6,972億6,081万5,229円、支出済額6,964億4,449万4,407円、収支差引残額8億1,632万822円でございます。全額翌年度に繰越しをさせていただきます。なお、この繰越額は昨年度から約3,800万円減額となっております。詳細については、2ページ右端に記載している決算書及び事項別明細書をご覧ください。また、附属資料として複式会計による令和元年度財務諸表をお示しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で各会計決算報告を終わります。

続きまして、議決事項(3)「令和元年度財産目録(案)について」ご説明します。

資料No.3の1ページをお開き下さい。資産区分の4つ目の「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」は昨年度、創設のご承認いただいたものですが、積立の具体的内容は「厚生労働省、国保中央会が協議し示す」とされておりましたが、示されておきませんので積立は行っておりません。財政調整基金積立資産 以下3つの積立資産は、一般会計と収益事業に係る5会計に区分し、平成26年10月31日付け厚生労働省通知に則り積立を行っております。令和元年度末の現在高は表の一番下段でございます23億2,383万5,071円となっております。前年度より350万263円減額となっております。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

ここで、本日は監事の方からもご出席いただいておりますので、監査結果のご報告をお願いします。

【監事 加藤関川村長】

監事を務めております、関川村の加藤でございます。それでは、監事を代表しまして監査報告をいたします。資料No.4-1の1ページをご覧ください。国民健康保険法 施行令 第23条第1項の規定により審査に付された「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告」及び「一般会計、各特別会計歳入歳出決算」並びに「財産管理状況」について、去る6月25日に関係者から説明を聴取するとともに、関係帳簿並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

【議長 久住理事長】

次に事務局から「会計検査の報告」並びに「令和元年度決算における実費弁償判定結果について」報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

「会計検査報告」をいたします。

資料No.4-1の2ページをご覧ください。令和2年6月11日、新潟市に所在の「税理士法人小川会計」から令和元年度財務諸表について会計検査を行っていただき、財政状態、決算状況を適正に表示していると認められたことをご報告します。

次に「令和元年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明します。

資料No.4-2の1ページをお開き下さい。本会が行う診療報酬等の審査支払業務に対する手数料は、昭和56年の厚生省通知より、実費に見合う額として算定し、かつ、当該年度で剰余

が生じた場合は、その額を翌年度において徴収する手数料から控除するという実費弁償方式により行うとされております。

さらに平成 26 年の厚生労働省通知で、実費弁償方式で行い、所轄税務署長に確認を受けた場合、当該事業は収益事業に該当しないとされ、平成 25 年度分からこの方式に則り経理しております。令和元年度決算において実費弁償方式による判定を行った結果、全体の合計額がマイナスとなっておりますので剰余は生じなかったことをご報告します。

なお、資料に記載の加算・減算等の調整は、厚生労働省、国税庁、国保中央会で協議、決定された内容に基づき処理を行い、合計額がプラスであれば翌年度手数料から控除、マイナスであれば控除しない取り扱いとなっております。以上、報告を終わります。

【議長 久住理事長】

有難うございました。只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(2)「令和元年度 各会計歳入歳出決算(案)について」、(3)「令和元年度 財産目録(案)について」の 2 議題につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(4)「規則等の一部改正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(4)「規則等の一部改正(案)について」ご説明します。

資料No.5 の 1 ページをご覧ください。3 段目の職員服務規則以外は全て「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師療養費」の呼称変更に伴う改正でございます。それぞれ、事務局組織規則、公印規則、審査委員会規程、審査委員会の報酬及び費用弁償規程、業務規則の一部改正でございます。

職員服務規則は労基法改正に伴う年次休暇の時季指定方法の追加に伴う一部改正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(4)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(4)「規則等の一部改正(案)について」ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(5)「令和2年度 各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(5)「令和2年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明します。

資料No.6の1ページをご覧ください。一般会計の二次補正及び4つの特別会計の一次補正でございます。一般会計は、新規事業として県からの保健事業受託に伴う県支出金、事業費に目を新設し、各々増額の補正でございます。決算により前年度繰越金額が確定し、このことに伴う繰越金と予備費の増額、3月末の公用車の納車予定が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度となったことに伴う総務費の増額でございます。

続いて、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定については、一般会計と同様に決算により前年度繰越金額が確定し、このことに伴う繰越金と予備費の増額でございます。公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は決算でご説明した指定公費の国庫補助返還に伴う増額でございます。

後期高齢者医療事業関係業務、介護保険事業関係業務、障害者総合支援法関係業務等特別会計のそれぞれの業務勘定も一般会計と同様に決算により前年度繰越金額が確定し、このことに伴う繰越金と予備費の増額でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(5)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(5)「令和2年度 各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございます。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。次に、議決事項の(6)「第148回 通常総会開催日程(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(6)「第148回 通常総会開催日程(案)について」でございます。

資料No.7の1ページをご覧下さい。第148回通常総会を7月30日(木)午後1時から自治会館本館において、本日協議いただいた案件について、ご協議いただきたく開催するものであります。以上です。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の(6)「第148回 通常総会開催日程(案)について」原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。それでは原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告承認事項に入ります。報告承認事項の(1)「役員の補充選任報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(1)「役員の補充選任報告について」ご説明します。

資料No.8の1ページをご覧下さい。本会理事を委嘱しておりました県藤山福祉保健部長さんの病院事業管理者への就任、県医師会渡部会長さんの任期満了に伴う退任により、令和2年4月1日付けで県松本福祉保健部長さん、令和2年6月26日付けで堂前医師会会長さんに委嘱しましたことをご報告します。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(2)「規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(2)「規則の一部改正について」ご説明します。

資料No.9の1ページをご覧ください。令和2年3月18日、久住理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告でございます。取り扱い等の変更に伴う一部改正として、職員服務規則の特別休暇の要件に、新型コロナウイルス感染症の疑いに伴う事項を追加する改正及び職員給与規則を改正するものであります。最後に事務局組織の見直しに伴う一部改正でございます。詳細は8ページから12ページに記載のとおりでございます。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、説明のとおりご承認いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(3)「令和元年度 各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(3)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明します。

資料No.10の1ページをご覧ください。こちらも令和2年3月18日、久住理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告でございます。介護保険事業関係業務特別会計及び障害者総合支援法関係業務等特別会計並びに特定健診・特定保健指導等事業特別会計の第二次補

正でございます。

介護保険事業関係特別会計の業務勘定でございますが、「住所地特例対象者」の介護予防マネジメント費用が、年度末に額が確定し、介護予防ケアマネジメント負担金支出金を増額とさせていただきます。

障害者総合支援法関係業務等特別会計の障害児給付支払勘定でございます。令和元年10月からの3歳から5歳の児童発達支援等の無償化に伴う給付額の増額でございます。

特定健診・特定保健指導等特別会計の業務勘定と支払勘定は取扱件数と健診費用の増額に伴う補正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(3)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(4)「令和2年度会計予算の債務負担行為について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(4)「令和2年度会計予算に係る債務負担行為について」でございます。

こちら令和2年6月30日、久住理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告です。資料No.11の1ページをご覧ください。各会計ともGEAライセンス調達に伴う債務負担行為を定めるものでございます。GEAライセンスはマイクロソフト社のライセンス形態の一つで、250台以上のパソコンを保有している公共機関に対し包括契約の形態で最も安価な価格を適用されるものでございます。先月、国保中央会の一括調達による入札が行われ、日本電子が落札し価格が決定しました。契約は各連合会が日本電気と締結しますが、5年間分の売買契約を締結するにあたり、一般会計及び5つの特別会計の業務勘定に予算の裏付けとなる債務負担行為を定めるものであります。以上説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(4)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(5)「令和2年度 各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(5)「令和2年度各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明します。

こちら令和2年7月13日、久住理事長より専決処分として決裁をいただいている案件のご報告でございます。資料No.12の1ページをお開き下さい。一般会計の第一次補正でございます。これは国の第二次補正予算での「新型コロナウイルス感染症包括支援交付金事業」のうち、「医療機関、介護施設、障害者施設等の従事者への慰労金」と「感染拡大防止等のための支援金等」の支給事業を都道府県が実施することとなり、この事業に関する事務のうち、「各機関からの申請受付事務」及び「各機関への支払事務」について、国保中央会を通じ厚生労働省から協力依頼があり、本県も県議会にて6月17日補正予算の追加提案がなされ、県より本会に対し一部の業務を委託したい旨の申し入れがございました。早期の事業開始が予定されているため、総額171億4,713万1,000円の補正について理事長から専決処分いただいたことをご報告します。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(5)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

特にございません。

【議長 久住理事長】

特にないようでありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議が、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さんから他に何がございましたらお願いいたします。

(特になし)

【議長 久住理事長】

これから第二次補正予算約 171 億円を、新潟県の医療機関、医療従事者への配分をよろしくお願ひします。

では、意見等特にないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉会 午後 2 時 15 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 2 年 9 月 16 日

議長

久保野 男



令和 2 年 8 月 25 日

署名理事

田村正幸



令和 2 年 9 月 2 日

署名理事

佐藤政己

